

鹿屋市告示408号

鹿屋市物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱第2条の規定により、次のとおり指名停止を行ったので告示する。

令和8年9月3日

鹿屋市長 郷原 拓男

1 業者名

株式会社PBOOKMARK

2 指名停止期間

令和8年9月3日から令和9年3月31日まで

3 指名停止の理由

鹿屋市物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱第2条第1項別表第3第5号（契約不履行）に該当するため